

## 西宮市家庭教育振興市民会議設置要綱

### (目的)

第1条 家庭が本来果たすべき役割を見つめ直し、地域、学校及び行政が一体となって取り組める方策を研究し、家庭教育の充実を支援するため、西宮市家庭教育振興市民会議（以下「市民会議」という。）を置く。

### (組織)

第2条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が依頼する。

- (1) 社会教育関係者 3名
- (2) 学校等関係者 2名
- (3) 学識経験者 1名
- (4) 行政関係者 5名

### (委員の任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

### (議長及び副議長)

第4条 市民会議には議長及び副議長各1名を置く。

- 2 議長及び副議長は、委員の互選により定める。
- 3 議長は、市民会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 議長は必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、又は意見を求めることができる。

### (活動内容)

第5条 市民会議は、家庭教育に関する課題及び取組みについて必要な情報交換、連絡及び協議を行い、家庭教育の充実のための啓発及び推進を行う。

### (会議の招集)

第6条 市民会議の会議は、必要に応じて開くものとし、議長が招集する。

- 2 市民会議の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

### (庶務)

第7条 市民会議の庶務は、西宮市教育委員会事務局学校支援部地域学校協働課において行う。

### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に必要な事項は、議長が会議に諮って決定する。

### 付 則

この要綱は、令和6年10月1日から実施する。